

中古車の店頭展示車や広告において、 運転支援機能を搭載している旨を表示する際の留意点

当協議会は、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等の運転支援機能について、一般消費者の誤認（過信）を招くことのないよう、新車のテレビCM等の表示に関する規約運用の考え方（表示方法等）を定め、普及活動等を行ってまいりました。

しかしながら、平成29年度に当協議会が実施した、運転支援機能等に関する消費者や、会員ディーラーに対するアンケート調査の結果によると、「自動ブレーキは、あらゆる状況において作動し、運転者は操作する必要がない」等、メーカーのテレビCMの影響により同機能等を過信している消費者が少なからずいることがわかったことなどから、11月20日（平成31年1月1日施行）、「運転支援機能の表示に関する規約運用の考え方」の見直しを行いました。

※「運転支援機能の表示に関する規約運用の考え方」の詳細については、当協議会ホームページ（<http://www.aftc.or.jp>）をご覧ください

運転支援機能への消費者の関心の高まりとともに、新車時の同機能の搭載比率も増加傾向にあり、最近では、中古車として販売する際、店頭展示車や広告等において、同機能が搭載されている旨を表示（訴求）するケースが見受けられます。

つきましては、新車販売時だけでなく、中古車として販売する際にも、同機能が搭載されている旨を表示する場合には、一般消費者の誤認（過信）を招くことのないよう、次頁記載の内容を参考に、販売車両の取扱説明書等を基に適正な表示や説明を行っていただきますよう、お願いいたします。

なお、運転支援機能が搭載されている旨を表示していない場合であっても、ユーザーから搭載の有無について聞かれた場合は、可能な限り確認し、適切に回答する必要があります。



**衝突被害軽減ブレーキは、お客様自身の安全運転を前提とした、サポート機能です。
機能には限界があり、作動しない場合があります。**

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人 自動車公正取引協議会 四輪車業務部まで

TEL. 03-5511-2111

FAX. 03-5511-2112

運転支援機能を搭載している旨を表示する場合の留意点

Step 1 広告掲載、店頭展示の前のチェック

- ◇衝突被害軽減ブレーキ「付き」と表示したのに、実際には付いていなかった場合、当然、ユーザーとのトラブルになり、また、不当表示ということにもなります。
- ◇まずは、カタログやメーカーのホームページ、取扱説明書等に基づき、当該車両の年式、グレード等から同機能の標準／オプション設定を確認、また、現車のセンサーの有無、スイッチ等の有無、モニターや警告灯（故障）の点灯等を確認し、同機能の搭載の有無をチェックしましょう。

Step 2 広告、店頭展示車の表示

- ◇チェック結果に基づき、衝突被害軽減ブレーキ等の運転支援機能が搭載されている旨を正確に表示しましょう。また、安全運転サポート車（サポカー）であることを表示する場合も、サポカー搭載機能の区分に従い、正確に表示しましょう。
- ◇広告については、以下の点についても表示しましょう。
運転支援機能のため、機能には限界があり、路面や天候の状況によっては作動しない場合がある旨、機能を過信せず安全運転を心掛けたい旨、詳しい情報の入手先等

【広告において「衝突被害軽減ブレーキ」をマーク化した際の説明表示の例】

衝突被害の軽減等をサポートする機能で、機能には限界があり、いかなる場合も衝突事故等を回避するものではありませんので、機能を過信せず、常に安全運転を心掛けて下さい。詳しくは店舗にお問い合わせ下さい。

Step 3 商談、納車時の説明

- ◇商談や納車の際も、カタログや取扱説明書、説明用リーフレットを用いるなどして、同機能に関する説明や、機能には限界があること、機能が作動する条件及び作動しない条件等を、可能な限り説明しましょう。

※説明した内容をお客様と共有するため、そのポイント等をまとめた書類（例えば、別添の「留意事項説明書」等）を作成し、説明後にお客様から署名等をいただき、その写しをお客様に交付する等の対応を行っている販売店もあります。

【運転支援機能に関する用語等について】

- ◆「自動ブレーキ」との用語は、消費者の過信を招くおそれがあるため、衝突被害を軽減するための機能であることが明確にわかるよう、「自動（被害軽減）ブレーキ」、「自動（衝突被害軽減）ブレーキ」等の用語を使用して下さい。
- ◆「自動運転（技術）」の用語は、消費者の過信を招くおそれがあるため、自動運転技術レベル2の段階では使用することはできません。
「運転支援」、「ドライブアシスト」等の用語を使用して下さい。
- ◆次のような表示や説明は、ユーザーの誤認（過信）を招くことになります。
絶対に行わないで下さい。

- ×「自動で停止」や「止まる」、「ぶつからない」、「安全」等の断定的な表示（説明）
- ×「ドライバーがブレーキを操作しなくても大丈夫」等の表示（説明）
- ×「ドライバーが運転操作をしなくても大丈夫」等の表示（説明）